



がけ地を所有される皆様、  
がけ地の近くにお住まいの皆様へ

## 土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等に関する説明会

令和元年9月

神奈川県 県西土木事務所小田原土木センター



### ～内容～

- 1 “がけ崩れ”について
- 2 総合的な土砂災害対策
- 3 基礎調査から指定までの流れ
- 4 区域図(案)の公表

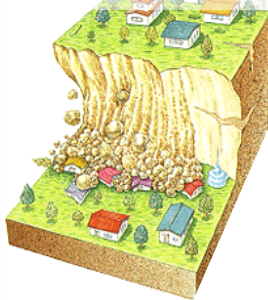
## ～内容～

### 1 “がけ崩れ”について

- 1-1 土砂災害の種類と土砂災害警戒区域の数
- 1-2 県内の“がけ崩れ”発生件数
- 1-3 県内の“がけ崩れ”の例

### 1-1 土砂災害の種類と土砂災害警戒区域の数

#### ①がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)



大雨などの影響で、“がけ”  
が一気に崩れ落ちる現象

▶ 町内に151区域※

#### ②土石流



大雨によって、土石が水と  
一体となり、猛スピードで  
沢や谷を流れ下る現象

▶ 町内48区域

#### ③地滑り



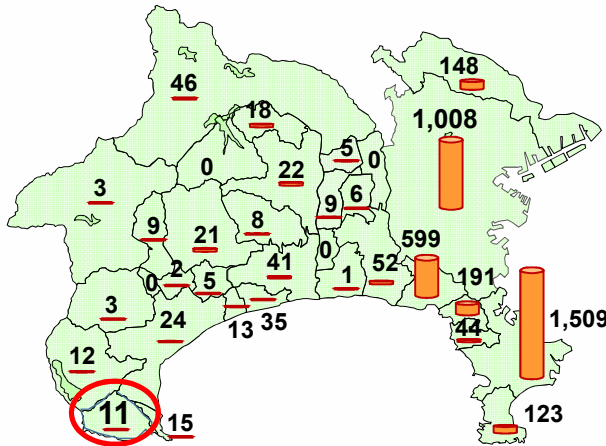
広い範囲の斜面が、  
地下水などの影響を受け、  
動き出す現象

▶ 町内には無し

※平成30年12月7日までに指定した、  
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の区域数

### 1-2 県内の“がけ崩れ”発生件数

44年間（昭和49年度～平成29年度） 3,983件（年平均91件）



横須賀 1,509件  
 横浜 1,008件  
 鎌倉 599件  
 逗子 191件  
 その他 676件  
 (湯河原町11件)

### 1-3 県内の“がけ崩れ”の例

(平成29年度)



## 1-3 県内の“がけ崩れ”の例

(平成29年度)



Kanagawa Prefectural Government

## ～内容～

### 2 総合的な土砂災害対策

- 2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情
- 2-2 『ソフト対策』法律施行のきっかけ
- 2-3 警戒区域等の指定について
- 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

Kanagawa Prefectural Government

## 2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情

急傾斜地法（昭和44年7月）



崩壊防止施設等の整備

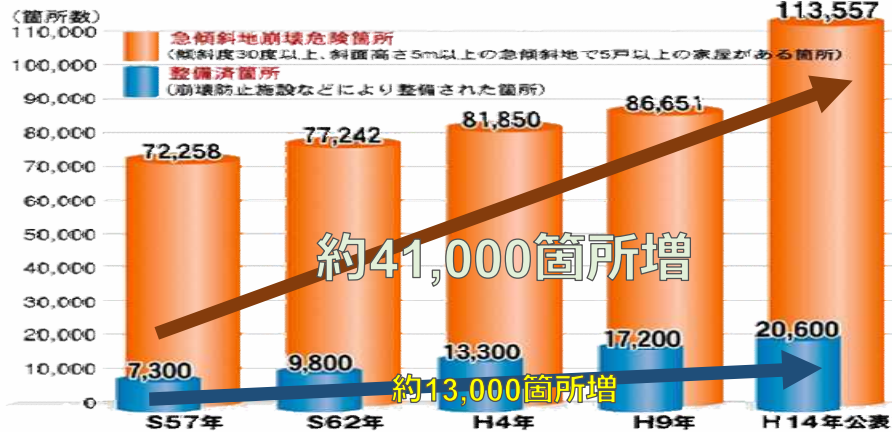


例：法枠工



例：擁壁工

## 2-1 『ハード対策（がけ地）』の実情



崩壊防止施設等の整備（ハード対策）が急傾斜地崩壊危険箇所（がけ地）の増加に追いついていない



## 2-2 『ソフト対策』 法律施行のきっかけ

### 平成11年6月29日：広島災害

集中豪雨が広島市、呉市等を襲い、325箇所で土石流とがけ崩れが同時多発的に発生  
24名の方々が犠牲となった。これをきっかけとして国が総合的な土砂災害対策を検討



広島県HPより

開発行為が山麓にまで及び  
住宅地を襲ったがけ崩れ等  
(平成11年6月末豪雨による広島市の被災状況)  
Kanagawa Prefectural Government

平成13年4月  
土砂災害防止法が施行  
ソフト施策による土砂災害防止対策



広島県HPより

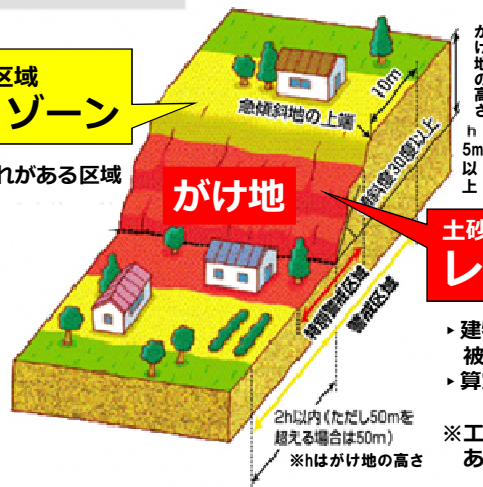


## 2-3 警戒区域等の指定について

### “がけ崩れ” の場合 (急傾斜地の崩壊)

土砂災害警戒区域  
イエローゾーン

▶ 土砂災害の恐れがある区域



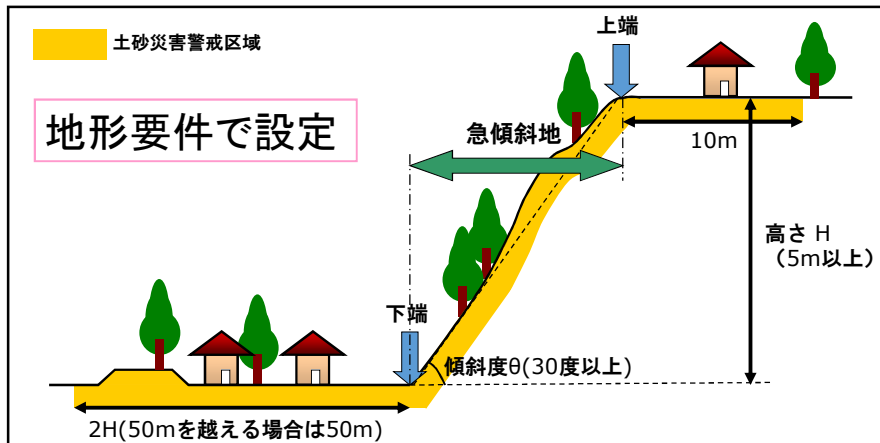
土砂災害“特別”警戒区域  
レッドゾーン

- ▶ 建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- ▶ 算定式に基づき指定

※工事を行うための区域では  
ありません

## 2-3 警戒区域等の指定について

がけ崩れに対する土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の範囲

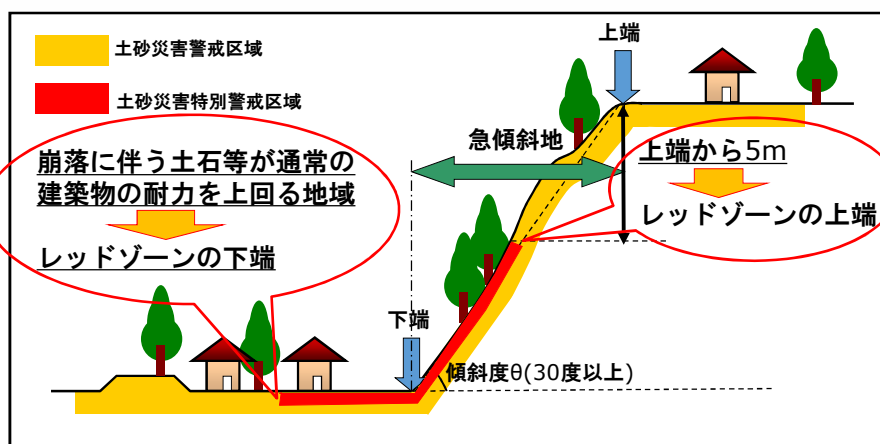


Kanagawa Prefectural Government

図 土砂災害警戒区域の範囲

## 2-3 警戒区域等の指定について

がけ崩れに対する土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の設定条件



Kanagawa Prefectural Government

図 土砂災害警戒区域の範囲



## 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

### イエローゾーン



警戒避難体制の整備／湯河原町

### レッドゾーン



① 特定開発行為に対する許可制  
／神奈川県



② 建築物の構造規制  
／神奈川県・民間の確認検査機関



③ 建築物の移転勧告等／神奈川県



## 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

### イエローゾーンでは

### 警戒避難体制の整備（湯河原町）





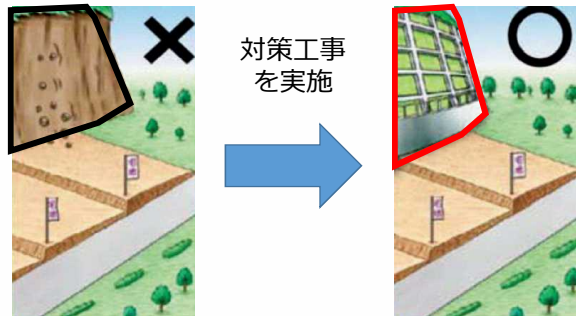
## 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

①

**レッドゾーンでは**

### 特定開発行為の許可（神奈川県）

- ・ 宅地分譲や病院、福祉施設などを建築するための開発行為は、基準に従ったものに限って許可



Kanagawa Prefectural Government

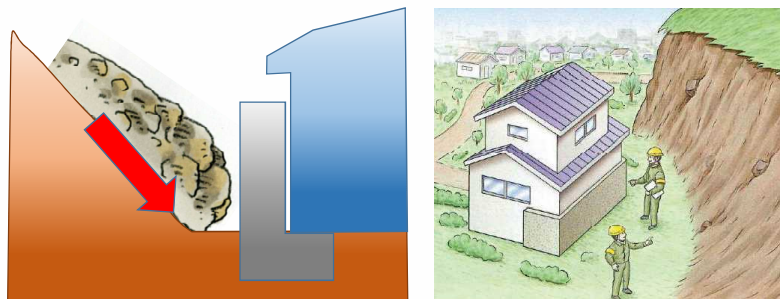
## 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

②

**レッドゾーンでは**

### 指定結果に基づく建築指導

（神奈川県・民間の確認検査機関）



Kanagawa Prefectural Government

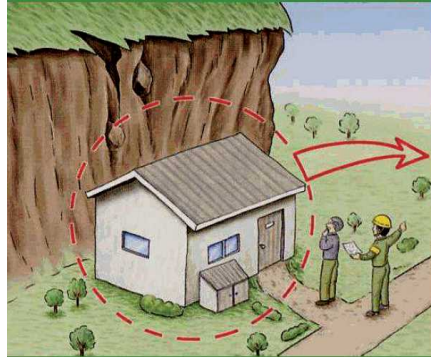
## 2-4 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

③

**レッドゾーンでは**

建築物の移転勧告（神奈川県）

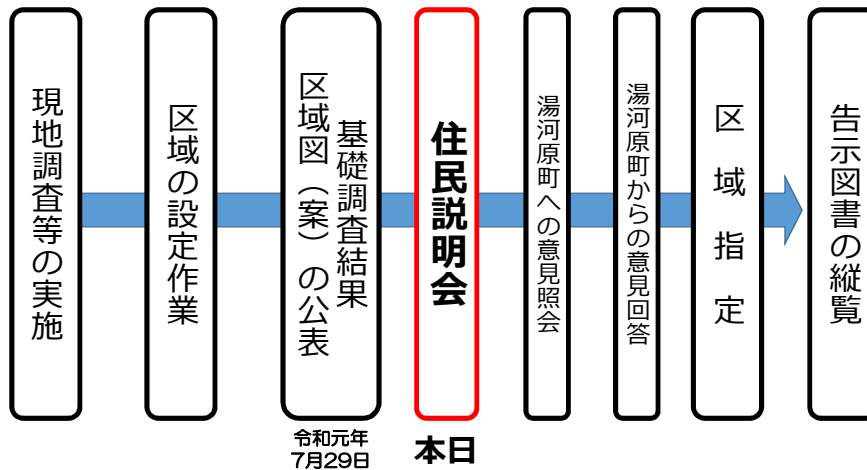
- ・危険が喫緊に迫った場合、移転勧告を検討



～内容～

## 3 基礎調査から指定までの流れ

### 3 基礎調査から指定までの流れ

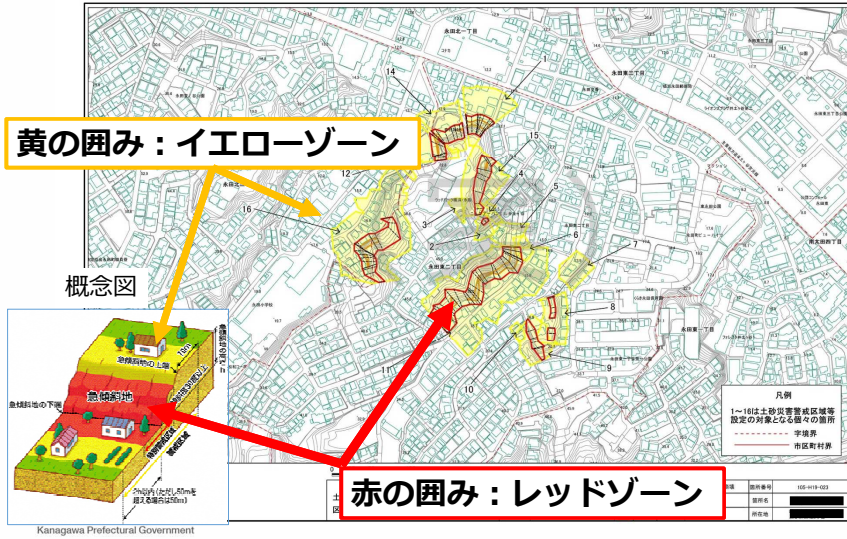


### 4 区域図(案)の公表

- 4-1 区域図(案)【例】
- 4-2 ウェブサイトによる公表した土砂災害警戒区域等の検索方法
- 4-3 区域図(案)の閲覧窓口

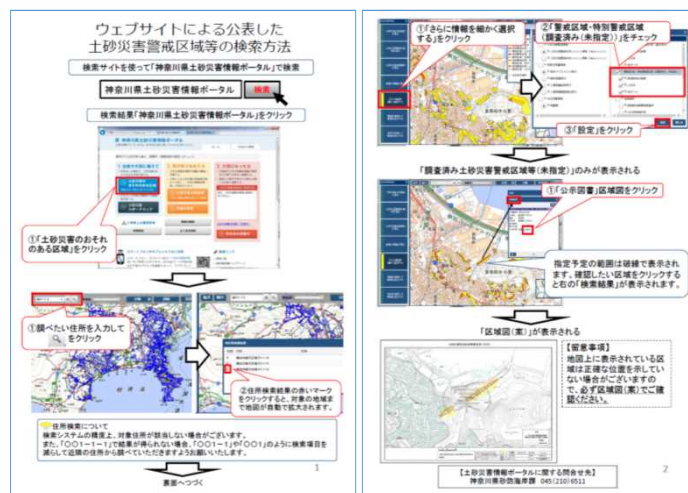
## 4-1 区域図(案)【例】

土砂災害警戒区域等指定図(その2)



## 4-2 ウェブサイトによる公表した土砂災害警戒区域等の検索方法

A4両面1枚





### 4-3 区域図(案)の閲覧窓口

#### 神奈川県 ① 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

〒231-8588  
横浜市中区日本大通 1 県庁新庁舎 11階  
045-210-1111 (代表)  
045-210-6511(砂防海岸課急傾斜地グループ直通)

#### ② 県西土木事務所小田原土木センター

#### 河川砂防第二課

〒250-0003  
小田原市東町5-2-58  
0465-34-4141 (代表)

#### 湯河原町 ③ 地域政策課 防災係

〒259-0392  
神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1  
0465-63-2111 (代表)



### ～土砂災害に備えていただくために～

### A4両面1枚

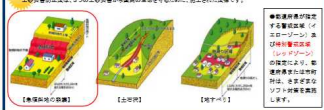
#### ～土砂災害に備えていただくために～

神奈川県では、土砂災害に備えていただくために、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害「特別」警戒区域」の指定に向けた基礎調査を進めています。

【基礎調査とは（目的）】土砂災害防止法 第4条

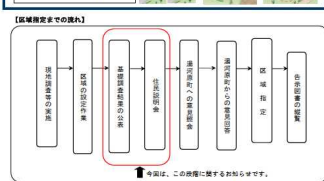
○基礎調査とは、県が、県の定めに基づき、土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査として、危険な土砂災害の発生が予想される土地に関する地質等の調査を行うことです。

土砂災害防止法の概要  
土砂災害防止法は、土砂災害の発生を防止するために、指定された区域で、



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは  
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、土砂災害の発生が予想される土地を指定するものです。指定された区域では、土砂災害の発生を防止するために、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、

- 1. 特定建築物に対する規制
- 2. 建築物の構造規制
- 3. 建築物の耐震性の向上を図る規制
- 4. 建築物の耐震性の向上を図る規制



#### ◎よくあるお問合せ

- Q1. 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定がなければ安全なの？
- Q2. 特別警戒区域に指定している場合は、どうすればよい？
- Q3. 土砂災害特別警戒区域に指定されたら、行政がなにの対策をとってくれるの？
- Q4. 区域指定に反対すれば、指定は行わないの？
- Q5. レッドゾーンに指定されたら、調査結果の報告に関する規制はあるの？
- Q6. 建築物の耐震性や構造の調査規制とは？
- Q7. 土砂の発生は出るの？
- Q8. 新たに特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、調査費の負担はどのようになるの？

#### ◎土砂災害特別警戒区域に関するお問合せ以外のお問合せ

- Q9. 土砂災害特別警戒区域に指定されたら、調査費の負担はどのようになるの？
- Q10. 斜面に生えている木を切つてはいけないの？
- Q11. 斜面の土地所有者が管理になりますので、土地所有者にお問い合わせください。

#### <問合せ先>

○土砂災害防止法、調査内容に関するお問い合わせ先  
神奈川県 県西土木事務所 小田原土木センター（小田原市東町5-2-58）  
河川砂防第二課 電話：0465-34-4141 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



# 土砂災害からいのちを守る3つの心得

## 日ごろの備え

- ・ 危険な箇所の確認
- ・ 避難場所や避難方法の確認

## 情報の把握

- ・ 雨量情報の把握
- ・ 市町村からの防災情報や土砂災害警戒情報の確認

## 早めの避難

- ・ 前兆現象に注意
- ・ お年寄りの方や暗くなる前の早めの避難

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県

大雨に備えて安心!  
**防災メモをつくろう!**

次の①から③の問いについて調べて空欄に記入し、その内容を家族みんなで共有しましょう!

①自分の家のまわりでどんな災害の危険があるか知っていますか?  
 洪水  土砂災害  危険なし  わからない

②いつ避難をすればよいか決めていますか?  
 決めている  決めていない

③避難場所がどこにあるか知っていますか?  
 知っています  知らない

④から⑥で調べたことや地元市町村から出される避難に関する情報を参考に  
**防災メモ**をつくっていきましょう!

○いつ避難するか  
 氏名: \_\_\_\_\_ 住所: \_\_\_\_\_

○どこに避難するか  
 〇〇小学校  〇〇公民館

○届いたときの連絡先  
 氏名: \_\_\_\_\_ 住所: \_\_\_\_\_  
 TEL: ( ) \_\_\_\_\_

※避難場所の情報は、避難訓練や防災マップを確認してください。